平成２７年（フ）第１２２号
盛岡市西青山３丁目34番１号
債務者　沼田　千春
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　乙秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５８７号
横浜市鶴見区市場下町３番26―102号
債務者　嶋田　亜希
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
愛知県稲沢市日下部町立部71番地１　第３ヤマモトビル３－Ｂ
債務者　尾崎　勝俊
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深見　早惠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７１０号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目43番地16　Ｂ－102
債務者　出嶋　政信
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野馨子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１１号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目43番地16　Ｂ－102
債務者　出嶋　蘭子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野馨子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号
愛知県豊田市巴町神田４番地５
債務者　熊谷真紀子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目５番７号
債務者　残間恵美子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
さいたま市西区三橋５丁目926番地１　レオパレスツインヴィラＢ309号室
債務者　木場ひと美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
埼玉県朝霞市北原２丁目７番２号　アクア101
債務者　首藤　隆志（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
埼玉県朝霞市北原２丁目７番２号　アクア101
債務者　首藤　静代（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
埼玉県朝霞市北原２丁目７番２号　アクア101
債務者　首藤　　優
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
さいたま市見沼区大字山163番地４　村田荘
債務者　栃澤　大士
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
埼玉県蕨市中央６丁目７番８号　クリーンピア202号
債務者　小泉奈津子（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
埼玉県久喜市上内1817番地１　ファスト・ジュール104号、旧住所埼玉県八潮市大字中馬場44番地19　テラス・ピュア103
債務者　岡田真由美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
さいたま市大宮区天沼町２丁目191番地　秋元ハイム101号室
債務者　廣瀬　利行
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
さいたま市北区宮原町１丁目669番地　302
債務者　佐場　敏正
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
埼玉県川口市北園町11番１―510号　北園団地
債務者　伊藤　誠治
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係